

## 『低床カー・リフト付き車輛使用心得』

### ◎ この事業の目的を理解して下さい

この事業は、身体障害者（児）の方や高齢者の方で車椅子をお使いになっている方など歩行が困難な方に、社会参加を促すことを目的に車椅子でも乗車できる低床カー及びリフト付き車輛を貸出しするものですので、その他の使用目的には絶対に使用しないでください。

### ◎ 使用する条件

- (1) 利用する方は、運転者、また必要のある場合介護者を確保すること。
- (2) 運転者が21歳未満の場合は貸出ししません。
- (3) 運行に必要な燃料、有料道路使用料、駐車料金などは自己負担すること。
- (4) 宿泊を伴う場合は、その都度事務局で協議します。
- (5) 12月28日から1月3日までの期間は、貸出ししません。
- (6) 利用者は、低床カー・リフト付き車輛の保管場所を必ず確保すること。
- (7) 「低床カー・リフト付き車輛使用心得」を厳守すること。

### ◎ 使用報告について

低床カー及びリフト付き車輛の運転者は、運転終了後、運転日報を記入し車輛返却時に提出して下さい。

### ◎ 使用者及び運転者の義務

- (1) 申請と異なる第三者に車輛を貸し出ししないこと。
- (2) 運転者は、常に交通法規を遵守し、違反行為のないよう努めること。
- (3) 使用後は、車輛の内外を清掃し、燃料を補給して返却すること。
- (4) その他、使用するにあたり問題が発生した場合は事務局に確認し、指示に従うこと。

### ◎ もし、事故や違反をした時は

- (1) 負傷者がいたら、最初に手当し、道路上の安全を確保すること。
- (1) 人身事故、物損事故の大小等、加害者、被害者に拘わらず、必ず自ら警察に通報し、神栖市社会福祉協議会事務局に連絡すること。

### 《社会福祉協議会連絡先》

- 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

神栖市社会福祉協議会 神栖本所 0299-93-0294

神栖市社会福祉協議会 波崎支所 0479-48-0294

《事故の際の保険会社連絡先》

- 損保ジャパン日本興亜(株)      24時間対応      0120-256-110
  
- 代理店(有)港南保険事務所      0299-96-3582

- (2) 相手側の住所、氏名、電話番号、勤務先、ナンバー、免許番号等を確認すること。
- (3) 当事者同士で、示談の話はしないこと。
- (4) 事故や、違反した場合は、その程度に関係なく、必ず事務局に連絡すること。

※ 事務局 (月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分)

神栖市社会福祉協議会 神栖本所

茨城県神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福社会館内

tel 0299-93-0294

神栖市社会福祉協議会 波崎支所

茨城県神栖市土合本町3丁目9809番地158 神栖市はさき福祉センター内

tel 0479-48-0294